

お迎え 保護者のお迎えをお願いします

- 一年生に付いては、お迎えをお願いします。
- 一人帰りについては、個別にご相談のうえ申請書を提出ください。
- お子さんが病気やケガをした場合、地震・台風の接近・凶悪犯罪の発生等の場合、**至急のお迎えをお願いします**があります。
※この場合は児童状況調査書にご記入いただいた連絡先にお電話します。

お願い 放課後児童クラブ利用時のお願い

- すべての持ち物に名前を記入してください。
- 連絡表を忘れずに持たせてください。
連絡表には、毎月の利用予定日に押印してください。
- クラブをお休み、遅刻、早退する場合は、保護者が直接クラブに電話、FAX、メールでご連絡ください。
- 習い事については、個別にご相談の上申請書を提出ください。ただし緊急災害時などは指導員の判断によりお休みとさせていただきます。

学校休業日 学校休業日の利用について

- 昼食(お弁当)をご用意ください。
- 原則、おもちゃ等の持ち込みは禁止とします。
クラブで過ごす時間の長い日(期間)については、指導員が子どもたちと共に遊びのルールを決めようと思います。

責任体制 放課後児童クラブ内での事故等への対応

- クラブでお子さんが怪我などをした場合は、クラブにおいて応急処置・救急車等の手配を行います。
- クラブでは以下の保険に加入しています。
入院保険金日額 3,000円
通院保険金日額 2,000円
死亡・後遺障害 1,000万円
- 緊急情報メールマガジン「松戸市安全安心情報」です。
このサービスについての、お問い合わせは、
松戸市市民環境本部市民担当 生活安全課
http://www.city.matsudo.chiba.jp/index/kurashi/bousai_bouhan/bouhan/anzen_ansin_mail.html

運営 当放課後児童クラブの運営主体について

- 松戸市の放課後児童クラブ事業の担当部署は以下の通りです。
松戸市健康福祉本部児童家庭担当部子育て支援課
電話047-366-7347 FAX 047-365-1009
電子メール mckosodateshien@city.matsudo.chiba.jp
ホームページ <http://www.city.matsudo.chiba.jp/>
- 当クラブはNPO法人ねばあんどが運営しています。
2009年10月1日現在の理事構成は以下の通りです。

理事長 百田 清美
副理事長 鈴木 悦朗、川副 孝夫
理事 山口 勝幸、鈴木 正人、幾島 康夫
監事 宮都 譲

法人紹介 NPO法人ねばあんどのご紹介

- 設立趣旨(一部抜粋)
子ども達にとって学齢期は、心身ともに大きく成長する大切な時期です。自らを形づくる時期だからこそ、「自立」に向け、自ら考え、自ら行動し、仲間や大人たちと協調していくことを、学童クラブで学んでほしいと思っています。

こうした時期の子ども達を様々な大人たちが、支援していきます。その大人たちとは、学童クラブの指導員だけでなく、学童クラブを利用する保護者や地域のの人たちです。

支えられるのは子どもたちだけではありません。私たち大人も互いに支えあい、子ども達とともに学び、ともに成長して行きたいと考えます。そして、学童クラブを運営することで、「子育て」を通して学んだことを地域へ発信し、「子どもと育つ」まちづくりに貢献できたら、すばらしいことです。

- 所轄クラブ(括弧内は関係小学校)
◆新松戸学童クラブ(新松戸南)◆あかしあ学童クラブ(新松戸西)◆ひまわり学童クラブ(六実)◆幸谷学童クラブ(幸谷)◆小小学童クラブ(小金)◆栗っ子放課後児童クラブ(栗ヶ沢)◆松飛台学童クラブ(松飛台)
- 法人の活動についてはホームページをご覧ください。
<http://www.never-land.info>



幸谷学童クラブ 利用ガイド

※この利用ガイドは2009年10月に作成したものです。今後変更される可能性があることをお断りしておきます。

連絡先 放課後児童クラブに関する連絡先です

- 幸谷学童クラブ
〒270-0017 千葉県松戸市幸谷212-2
(幸谷小敷地内)
電話/FAX 047-348-4222
(BBフォン 050-1357-9516)
携帯 080-3010-4134
電子メール kouya@never-land.info
※緊急時にはご利用いただけません。

- NPO法人ねばあんど事務所
〒271-0048 千葉県松戸市西馬橋広手町34番地
ラフイーヌ太陽201
電話 047-394-2800
FAX 047-394-2802
電子メール never-land@never-land.info
- 幸谷小学校 電話 047-344-6765
※ 緊急以外にクラブの件での小学校への問い合わせはご遠慮ください。

利用時間 放課後児童クラブの利用可能時間です

- 登校日:授業終了時～午後6時30分(延長7時)
- 学校休業日(月～金):午前8時～午後6時30分(延長7時)
※18時30分以降の利用は、延長申込み及び延長料金が必要です。
- 学校休業日(土):午前8時～午後6時
※所定時間に遅れた場合、別途遅延料がかかります。

休業日 放課後児童クラブのお休みの日です

- 日曜日・祝日
- 年末・年始: 12月29日～1月3日

利用種別 放課後児童クラブの利用について

- 通年利用
年間を通してのクラブ利用をする場合
クラブは生活の場です。原則として通年利用をお願いします。
- 一時利用(状況に応じて受け入れる場合があります)
 - ◆ 春・夏・冬休みなどの長期休みのみ利用する場合(基本的に1ヶ月単位の利用)
 - ◆ 保護者の疾病等で緊急避難的にクラブを利用する場合で、利用期間についてはご相談となります。

利用対象 放課後児童クラブの利用対象児童について

- 保護者の方が仕事や病気などのいろいろな事情で昼間家庭にいない場合等に利用いただけます。
- 幸谷小学校に通う1～3年生の児童、ただし障がい児は6年生までです。
 - ◆ 障がい児とは、療育手帳を持っている児童のことです。
- クラブの状況により4年生以上の児童も利用できる場合があります。
 - ◆ 発達障がい児
 - ◆ 一人親家庭
 - ◆ 保護者が身体的・物理的な問題により療育できる状況にない児童
 - ◆ その他
- 特別な配慮が必要な児童については事前に受け入れ態勢についてご相談させていただき、態勢が整うまで入所をお待ちいただく場合があります。

定員 放課後児童クラブの定員について

- 定員は40名です。
- 受入枠は60名程度です。

利用料金 放課後児童クラブの利用料金について

● 利用料・入会金

	通年利用	一時利用
基本料金	15,000円/月	18,000円/月
同一世帯第2子から	12,000円/月	15,000円/月
減免世帯	9,000円/月	12,000円/月
延長料金	1,000円/月	1,500円/月
遅延料金	500円/回	500円/回

※利用料は各月1日から月末までの一ヶ月単位となります。
※保育料減免制度は、申請いただいた世帯に適用されます。
手続き書類は5月ごろ配布予定です。
※遅延料金については、遅延がある度にお支払いください。

● 入会金

新規に通年利用する場合は、児童1人につき 10,000円

支払方法 利用料金の支払方法について

● 通年利用

ご希望の金融機関(郵便局は除く)の口座から引き落としになります。引き落とし日は利用する月の**5日**です。
引き落とし手続きが完了するまで、お手数ですが下記口座にお振込みいただくことになります。
※この場合、別途振込み手数料がかかります。

● 一時利用

利用開始日までにクラブにお持ちいただくか、下記口座にお振り込みください。

振込口座 利用料金の振込み先

● 銀行口座

千葉銀行 新松戸支店
普通口座 口座番号3402630
口座名義 特定非営利活動法人ねばあらんど
理事長 百田清美

利用手続 放課後児童クラブを利用するための手続き

● 必要書類等

- ①放課後児童クラブ利用申込書(理由書)
- ②児童状況調査書—1
- ③児童状況調査書—2
- ④延長保育申請・中止届
- ⑤就労証明書(自営届・調書)
- ⑥預金口座振替依頼書
- ⑦入会金・初回利用料

● 手続き

- ◆ 上記①～④については、12月1日から28日までにクラブに提出
 - ◆ 保護者と児童(新規利用児のみ)に面接を実施
 - ◆ 「放課後児童クラブ利用承認通知書」受領後、2月28日までに上記⑤⑥をクラブに提出、⑦を振り込み
- ※平成22年度の利用受付は12月1日から12月28日までとなります。期日を過ぎての申し込みは利用できない場合がございますのでご了承ください。

退所手続 退所される場合の手続き

- 退所する場合は、「放課後児童クラブ退所申請書」を提出して下さい。
提出期限は、退所希望月の前月末日までです。
※11月末に退所される場合は、10月31日までに提出してください。
※11月末退所の場合、11月分会費は11月5日に口座引き落としされます。

臨時休業 放課後児童クラブの臨時休業について

● クラブを臨時休業する場合があります

- 例えば、以下のような場合です。
- ◆ 利用児童がいない
 - ◆ 台風、地震などの自然災害
 - ◆ 感染症、伝染病の流行
 - ◆ 凶悪犯罪などの発生

臨時休業する場合は前日までに、ご連絡いたします。

利用できません 放課後児童クラブをご利用できない場合

● クラブをご利用いただけない場合があります

- 例えば、以下のような場合です。
- ◆ お子さんが感染症や伝染性の病気にかかったとき
 - ◆ 利用料金を滞納したとき